廿日市市介護予防・生活支援員養成研修

廿日市市介護予防・生活支援員養成研修とは？

介護認定の要支援１・２及び事業対象者（生活機能低下が認められた方）の方に、『生活援助型訪問サービス』（掃除、洗濯、衣類の整理、薬の受取等の自立支援のための家事援助　※身体介護を除く）を提供する資格を取得できる研修です。この資格があると廿日市市の指定訪問介護事業所で生活支援員として従事できます。

受講料 無　料

受講生募集!!

廿日市市委託事業

	カリキュラム	時間
1日目	研修のねらい 介護保険制度・高齢者介護サービス 生活支援活動・地域福祉活動	10:00～14:45
2日目	老化の理解と対応（摂食・嚥下・口腔ケア・栄養・食支援・身体、知的、心理的理解）	10:00～14:45
3日目	当事者の気持ち・認知症の早期発見と予防・実習オリエンテーション	10:00～14:45
実習	訪問介護員に同行する利用者宅への訪問実習	2時間を2回
4日目	緊急時の対応（普通救命講習）・修了式	10:00～14:45

※ 研修は、上記内容を週１回のペースで開催いたします

例年、5 月からと 9 月から開講しています。
研修場所は、山崎本社　みんなのあいプラザを予定しています。定員は20名です。申し込みが定員を超える場合は、抽選となります。次回の研修内容が決まりましたら、廿日市市の広報などに募集要項が掲示されますので、ご確認いただくか、下記の【問い合わせ先】まで連絡をお願いいたします。

【問い合わせ先】 廿日市高齢者ケアセンター ☎0829－36－2552
担当：木村・小野